佐山文庫

井蛙抄第五

一 同類事

六百番歌合

右

中宮權太夫

むらの海乃秋はつ上はなの物ゝ
左方申云たゝ申協川院御首題仲ゝ
すゝ乃海の秋はつ上のうゝむらゝ乃のうゝ
とゝ留ゝうり上三句ゝ新遠ゝく上聚永ゝ
勝又同判云たゝの海ゝうゝ乃ゝ

佐山重致

[illegible]

同二合　わうな

左　持　　題昭

あれぬまいかつ[illegible]

右方ハ云左平　詞花集後恵二云[illegible]

[illegible]

[illegible]

判云左二ハ後恵法師云[illegible]

[illegible]

但平定文ノ二拾遺[illegible]

[illegible]

女ノ[illegible]

[illegible]

同二合

左　　女房

[illegible]

右方申云[illegible]

む世をうし野をはなれぬとなきもうら
とうへおくる平野の里
右陣云不撰集者不見及有何難乎
判云右方歌数多平らく衆誠不可避取事
也撰集之外いたぬ平て定引歌
千五百番平合
右
ありまちを雪ふりおてみるとはなくよ浦の系
判云右平雪ふりおてといへる歌はよもあと

題昭

よわてたりしくはなはるをすてうしはしあるる
事を待る恨をいかんをよはもはるん
建久二年右大将家百首
あかつきの雲ふるあとのあふしうらはとむらき浦の系
正治二年内大臣家之合
駒とめてうちなのをもとかん波をいかさらく志賀の浦
雖似昭今事徐達遐途らく聽ふ番見渡朝
ありまちのてりはのこころ
ふる浦晩命心大畧相同ひ歌首名右平氷白
いとはもこころ
雖似覚一途風体似駒有詞歌

和云二代判始二准敕

六百番　藤原定

左　持

題脂

紅さ方やいつも色まさりてはるるとは磯乃打ぬれて月もさすぬ

判云左方は始終いとはるひてはんしはるるに基俊と申物る人乃侍歟はるまは萩打ぬれて

はいかに　宮城たゞいまはるるやみしはるん

六百番

右

藤蓮

思ひよりうれはるる歟の船なるうれはるるの紅はるうん

判云右は後二条殿女房歟兼りて心すこ

をとられ為如千載集に入也伴て裏はるく

思ひよりうれはるる歟のなみそ袖のたるへ也けり

文字はをき所いくはとたうと侍りへ

一同てはをきの字あまるはるる事

千五百番

忠良

浦うれはるる船の墨はいくはるる歟乃旁は連はるはるる

京極黄門判云上句はのなはるはるは

いろふやうやきあらんはるるものや

中勢に親王御歌

白雪は花とぞ見るよしの山

あかぬ色あるまさきかな

まことにそわかいろふかくふるあめ世

しるかぶ見ハ秀逸ものとへいなのあまま

一初文字事

六百番

うしはしあさ花ぬのあるかりまも源きえよハ花にそ

判云初のようしはしとをけるはしはしかきよ

あさきをはるわかん寺合よハ戯言なるの様のやはるん

歌成に家ニ合よ

いのまつ又千歳の門乃形ハ流のうせてもんるえらるるを

基俊判云いのまつ千歳の門乃ハ流のうせてもんるえらるるを

なくこそ侍ればとも花見はきをこそふ

こそ侍るめ是凡婦なるあれらけくきは

をわらはとすまむと侍る道是あはれ道ハ非道

ものこそ侍ら歟侍ら歟

西行西園寺公衡に逢ひ奉りて

あやめ草あらそふ袖のつゆ玉は
引こそ思ひ出でぬ人のなさけ

引こそ思ひ出でぬ人のなさけ

なるべくもあらぬ世の中の
なかなかなるあはれ雲井にのぼるゆふ煙やいかに

引こそ思ひ出でぬ人のなさけ

あらすやなほ世を持ちわびて人へ

しらず 禁裏御法華八講

内閣文庫

井蛙抄第六

雑談

故宗近被語云、建久年間、西園寺殿一切經供養時、民部卿入道一人の撰進ゆゑ、被行下侍り。とき後、被加撰者、法勝寺東御願、中務宗親卿、此道師範と、毎年宮家東御願、中務宗親卿、此道師範と、毎年宮家より行はるゝ。我思ふ様、小人の民部入道の我撰のうち、如何に一事以上、有津子細歟。て、只民間法華八講、評定所法勝寺乃至後文殊、改めらるゝ事、理元法勝寺に行はるゝ撰

事哉之由申されけるハいさゝかもとめさるゆへん
露顕府しま被申けるとも表現返言しけり
仙人乃まうて倫し此歌を鶴に抛て頂けるは
と民部卿入道利口し申されたるとなん集侍
定家卿後撰拾遺の撰事とも一巻にかきて常盤
井入道相国乃もとにつかはす為兼卿延喜文治陳
時勅撰之者故實二百ヶ条秘事并祖父入道
よりつたはれる事とも数多常盤井
相国に随逐して聞見及歌道書に百首などの

為家百首などあるへきやなとと弁の事也ち
としたる大事なる秘事なくもあるへきと云
戸部ら申ける寛元六帖人々歌大略謝歌弁申し出
と常盤井入道相国故実抄中納言入道に申し出
風躰には異して志はしハ歌を讀とて後六帖に弁
に語人乃許なるへく皆は許擬して侍ける也
一条法師云常盤井入道相国故實謝して後入道
民部卿入道乃いへ歌に此道乃眼にて人々悲難
難儀事實元六帖俗に近く讀古と新撰也

二条秀逸とは詠する中の秀歌雅俗忘れ事也とぞ
於世家道云後撰集ハ幽玄にして難波家ハ義理する
多くして雅学まく成りて入る辞をとて学ぶて也
深お在也云々
又云民部卿入道とは名ある人也定家卿雅経なれども家
見ちて侍る人子孫見ざりしに撰入をはあしかるべく
き事多けの歌あるなりのかきてもたとひ家まて
さらむ子孫乃撰歌ありともはまて何しかるまじ
しきことを論じまて侍也とぞ

又云二条右大臣經教定ハ此為門弟なる中入り
縁者ある氏身より故く細く會合しきある時酒宴
の雑談より教定卿於中納言入道教法縁より
長月此月乃ある晩の事なれ申へあるその言葉新しもう
許めしとの入法縁深心肝に銘して持てえんけく
申をらし時禪門是継られてあるを所望でく
氣色あしく是ハなすぬの面白くおもふんとらず
名れもそれもそてを白地しきもかやうまと語正本
云事也是ハ百番歌合かもゝ事入るくんとも風

御作法

御作法

御作法有御勅使ゝ中納言ゝ先達行幸

供奉

又云中納言入道無心なるれぬとて後鳥羽院

被流ゝ給ん事をすてゝ後鳥羽院御

意あるべけれども法感あり事ゝ

先達ゝ中納言ゝ入道ゝ

面々事なるべ

又云中納言入道慈法和尚ゝ進ける歌ゝ

の事と書ゝ西行法師一所侍日記第一ゝ

順徳院

道の内裏御會行路の歌ゝ道ゝ道の野原の柳

もえ初ゝあるれ思ひ乃煙ゝ

後鳥羽院

法一座御所法せゝられゝのち宮ゝ可停ゝ

ゝ中ゝ行ゝ有ゝ禁裏ゝ日数後出仕

ゆゝ出ゝ後鳥羽院看病ゝ乃事ゝ

と云ふ事いとかしこし又平の法とくるよ十分一よ
不及く
或人語云ふ事より自然と奢て文川宮家の年
世判をあひくるより新判を接西行人のりこし遣
けるかよ侍従こそ奇判していてこそ人見
もよろこんするをもてふこそとく
後鳥羽院遠所より九条内大臣于時摂大納言へ彼を勅去を
見給ふに平の能くてこの歳古法性寺の岡の昔家
勝寺の額を書老体にいかるるあるよ赤面しとき

砂音院へ通仁平清賀の所琵琶を弾を孝性やて
中将とのに琵琶こそ御ひいよ成ゆれかと
これ八鬼神をもひさ面ーはへく四ーよ孝性
ト状部を会ふ由思いまけるを尾張右遷し後
孝性の歌を四合く扇右めびお撫て時今乃詠
の見者と云ふやうよ云ふ歳古く
戸部云新勅撰所光明寺の歌よりの鶴とのの
を執ーふ所撰者所返事ーに後京極殿鐘を
沸るとして三十七よなる世弦ひ知ふ仁と中

為くゝとゝ[illegible]風雅[illegible]
但為紀めゝ多れ[illegible]
[illegible]
又文部隆の寮蓮り聳也寮蓮相具しく大き
へ道わ宇門弟よなるまゝ禪門ら[illegible]云世仁未
来の宇他さるへし見条のひの弥[illegible]と
いつまゝとゝとゝいつも辛しむへきはさし紀
ゝいつゝ[illegible]へきそといふゝ[illegible]て感
基任法云土佐門院小寮相[illegible]女部隆らしけ[illegible]二

位乃奇ゝ[illegible]
のへ[illegible]
とゝ[illegible]
思へ[illegible]
心ゝ[illegible]
或人云新勅撰ゝ[illegible]梅の千よ[illegible]
なる年ゝ[illegible]撰者同章ゝ[illegible]
壬生二郎宇中[illegible]
よいく星の月乃[illegible]

峯の嵐といふ事を見んためくらゐ入べし
於家近頃云々又此人とはく見とゝやいらん也
時鳥の声を入ば乃嵐の曙の事ハ鎌倉将軍合附
りむや紙乃字をそへ此ろ小書て祖父よみ給ふ
されし附見へけるやいかんとかゝれたるをしと見ん
もとゝやとうたふ新手わ作者ハ物事ねとを
すなはちみとやと書てあるべし
小倉黄門ハ定家卿の事後京極殿ア又入道よう給へる
ゐるゐ氏やハ見んとゝやいろん也は時鳥も外ならん

かく新古今に雲有二人撰者先祖秀逸ハいつ
まうあるまじき給ふ下べし
戸田云白河殿七百首乃附氏アヽ入道ハ御製を数
と見合て八十首撰も冷泉大納言為氏ハ其のハ
おなしく仕まこと撰門撰ばれて百首これを撰と
選御の附選者とてそ見つきと其は勅定とて
くべし
又云彼七百首乃附寄親まいりて短冊を泉水
ゐの池になかして風にまかせて吹入らまでのこひ布けんぞ

てゞもあけなくしてかんくるゝかゞとりめし
事なとゝ申さくく
祝部行氏詣云わらべ河行ゝ忠成 新勅撰よあむ 作者
て行ゝさ者子なとかんくゝ申しかんゝ行ゝしたし
さくく申ものとやさふむひ業せら今よりを申
ふるわてんう歌ゝ申ものとハ歌ゝ
ゝしたし
故家匠云民ゝ入道を信寛ゝ世ゝ妻申よゝ
ゝ思ゝれゝわき殘後撰ゝ歌ゝいれゝとゝて

立春申十首計ゝ出て侍ゝんゝはゝつゝれゝ
きけく是を何乃御所ゝ歌ゝ申ゝ出ゝ
次早ゝ此ゝも遠云迄ゝ百首とゝゝ民部ゝ入乃
ゝ点民ゝあひゝる云中ゝゝを山乃谷くゝゝ云
云 山法師乃やゝゝやゝんゝ河を行てはゝ
ゝゝれゝゝ日東ゝ入て中院へ弱東ゝ行ゝ對
面ゝて点ゝ今行ゝゝ法ゝ殿ゝと行ゝ宣ゝ抜ハ
答ゝく山法師のやうなゝと承ゝ事ゝ面白
て参て作ゝ申ゝ歌ゝ御ゝ申ゝ加ゝ

弁入道は書くの筆法後撰乃雅とのつ和とをそ
見給りしは成茂あつさへ下てすて高仁藤よ
南一つ乃けうつ神も稚の此家や落ぬと
云事は初より後のこゝかまきられハとかられとよ
くそこを所後乃あられる一の儒さ乃家あり
駿蛇りて詞りきなるやうに事あるそれ
りまる海より絶り実なる門才あり隆信と云
家と一服乃兄弟也うれしるもとふあるうぬ
為門兼家

信寳朝臣女三人あるをこれより紀辛よりを建藻壁門
院かはるをはよ秀逸なるものの孫より法くき別の
ひのまくをふ男ひもをうてをるや嘆るんとい法の
と感して弟為黄門老後より古今をまてあるへ
ら乳奥書より国母仙院か将夏後法道を堪能ふ
顧老眼をく不堪書写をと
お将内侍いたう物をくあへハ為藻壁門院女
将老後より出家して法性を舊記よすこけ多法
年親清女あつまりあもてさられる長谷へ

なれハ漸々参らんとて法性寺殿へ参りけるを
其持佛堂にいれて障子をへだてけり
筆硯の紙すみのふかけいらせ給ひて法のさしけ
るか清よきさも許されけりしろくそ老のすゝも
かくしまいらせてくんへ先年の○のかんなとわ
許れさりつる趣なしとてけさんハしはれぬると
いはれける座主しも優なることを侍遣ならハ
ことなとハ○ハ道雲きく文りて中一家つわ弁内
侍のき老様よ尼よのめて始本此妙にあつきと云

百よおもまかて侍るハ亀山院きこしめしてて七
夕御会に時題とはのいされ寄書ハ七夕衣り
頻来ても露をく袖のせそれハたかきこつめ
よ侍従のさまりしとふのかんさく侍りけるとけゆき
こそとおもれうせおもしましてはの上法と
始らひたまれ侍まろう也あつきよ行遍法師と
てまるふ又ものゝ侍りしのかつるまゃし侍わき

戸部云 弘長仙洞百首ハ 西園寺常盤井相國俗名實氏 常盤井相國
正二位前大納言家良 衣笠内大臣
正二位前大納言基家卿 鶴殿 九條前内府
中院大納言通方卿の子 民部卿入道 融覚

正二位行中納言兼侍従藤原朝臣　俗名信実卿　法名　清撰七人

冷泉大納言為氏　行年四十四

りしら仮世あれを七玉集と号す　書数幷入道相国
老後の晴乃字迹不記の反歌してよむへしかう尾
とりもつ馬よ唐藤とりもて面を引きてたる様
よ添すへしと彼中そわ歳年毎よおりや番
ちくあけそうくうおりき新なると番家二代
哥を世百首新撰也百そ是と申あて後世
和歌にて衣笠前内府代行撰也おりく勅撰
乃中ふあるもの

故宗匠云民部卿入道俗二清門撰新なりしと
かりんいり俗家代事とひよ都よ来き今は
流とそれとそんしを理よあるを者きようりき
あくとそて後りよ来て先りをしにつきて
と一首詠していうやうしまへきかと申者
富士山河清流とあるかりてあるを新
乃理とそれとそんしてかやうにそのあるを
あくまりしてまりもれ伝わき
又云民部卿入道よ古今代流とう定んとして事也

一ゝ記法師まて所書なるはさなきてゝる程
よそなるよ宮あるとゝて侍ゝ今りはさゝ会
まあるゝ山てはまゝ由ら行て由ゝなゆそて人と
ゝ法まゝゝ法そとゝ宮ゝ法物語なよ一人まゝわ
て説とゝ事侍るまゝ
又云民ゝへ道ゝ宮ゝ一ゝ云民ハ一塔をわゝて
やゝゝゝよゝゝへゝゝゝたゝてゝ右ゝゝおらめやゝよ
神酌ゝゝへき迦んのまゝゝ法よゝゝ色ゝゝすゝゝ
ゝ塔とくゝゝやゝよゝゝ塔とはよゝゝくゝゝて

とゝゝゝ地盤よりまくゝあく法毎ゝ下白ゝゝわゝ
ゝ迦とゝゝ
今出川院近衛殿ゝ云教大納言ゝゝゝゝ云ゝよ
ゝ也ゝゝよ伊賀獅　覚道上人　実俊僧都なゝ
ゝゝくゝてゝゝゝくゝよゝゝゝ吾身ゝ九ゝ成ゝ時池
ゝゝと云題を先ゝゝ乃手ゝとゝれゝこれゝゝゝゝゝゝと
ゝゝんゝくゝ侍ゝゝ程ゝゝれゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝとゝゝゝゝゝゝゝ池乃ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝを大納言真ゝゝ入ゝくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

よりもよりいうあるを始終ようなるへ
と申されしの頃古とよるものこいまて世代
勅撰よりなをて奇数もなきこ入く侍らい又の沼
乃末に成まて侍ると加てこきを詩あるをはく
まて兼俗集あるを入佛法あも立入く一生不犯の
禅尼也法華経を読る数よりまれるなとを侍まきう
かいつ〳〵文仕なとを次続古と附五月雨
葛藤かさ〇乃こあるきて今出川中宮とをいい
よまいまて權大納言となりまて車よりもれ

まて侍りまに出きくめつ〳〵を優美ノよりを後
一人なり
戸部云京極中納言入道はよりけ〳〵に高
ち美ふ大納言東常よりて陣対よ考てこ
をこなひしる様よりもへ資雅三位り水干
加りやうまて小袖もとくまんく事あるを様にけ
ひへうすう
民部ハ入道もこ又ろうやうよりて申しかと
人毎ノ申されくわとを

又云彩勅撰乃時取まらく仁云伝あ〜こゝろ
あ事かゝるまゝわ撰者常よゝ申まゝ
給まて見伝ゝとゝやとゝゝわ
又云中院禅門夢まくてさし道不接なわ
又祖乃あ〜て世ゝ伝まいつわても愛あ世
むと思ひ立くいゝ海やよりゝ行よまゝてた
まひゝゝゝ歌よ為模和尚よ海つまて和尚の
おゝむゝとのくゝいゝ海とゝやけるふ和尚
ゝいゝゝとゝゝ世伝へと世めよなゝ伝ゝゆ

ゝきまゝゝれゝいゝゝ乞世の乃んゆゝ年ゝまてい
伝ゝゝ思ひゝゝまゝわて道乃蛭古とゝゝくは
ゝてけよの事なゝとゝ伝ゝる時教訓ゝわて
ゝゝゝゝゝ海まてまゝみゝよ千首ゝ
とよまれゝゝわよゝこをゝわて又よみをゝゝれ者
まてゝ出ゝ立ゝ三十首と乃んゝく立春なとゝやう
よ和歌ゝる宣旨ゝ伝て見をゝゝれゝく撰千生
二位乃んゝくゝよゝ伝ゝゝ伝ゝゝ道代家通と
ゝて又祖代あゝゝ成まゝゝく打ゝゝれゝる事

慈鎮和尚参詣之こと

徳大寺より代参乃まゝと云あり寝殿の西妻角
乃男廷尉後徳大寺乃方府西行より被對面けり赤
なる一条法師云大将殿六百番千合の時右
人数日こよりあて加評定て方丈ゟ汐ゟ書
ゟ自筆人数不参日あれとも薬蓮歌船ハ毎
日よりあて いまゝひまゝ歌船ひとりて
獨吉を乗るとけつる薬蓮ハかまくひとゝもそ
ゝさひゝゟ歌市れ女房例れ獨吉ゟ海くひと

ゟ付ゝまゝゟわと云こと
六条内府被給云後白河院御所柿本参ゟて
なる所柿ハよりれて乃千光とゝ心とゝ有ゟ後京極殿
本ハ狂歌ゟ成ゟ心とゝ有ゟ後京極殿
和尚ハ下ゟ付秀逸ゟ云人ゟ云ハ光親ゟ宗行
ゟ泰光法眼ゟ西行ゟ法眼和尚ゟ遊ゟ云ゟて
ゟ対あゟ遊ゟ大ゟる松あり風吹ゟ音ゟ松ゟ
ゟ有ゟれゟ遊ゟ遊ゟ和尚心あゟわゟん
なきゟゟ中ゟ又いゟふけゟゟ遊れ書風ゟ云云

とのゝ宮ゝ方へ送る歌家ゝ学問とゝへるものゝ
まへとゝ人てゝ〜あまてゝきゝはゝゝ物うの詞の言葉
ゝ花てゝ方と御〜〜ゝゝ耳〜あまつなまゝう
ゝてゝとゝ上皇勅命あるてゝうゝ歌詠ひゝゝ歌
屏風堂長光 至一上人 水無瀬三品の院とて絵〜云世和
平一郎軒乃書ゝ上皇ゝゝをゝめゝ世話ゝ本通
はゝゝ世一和の後ゝ松ゝをゝはゝゝとて弁
を送ゝ

ゆゝへ花ゝあゝゝとゝひゝ松ゝゝゝ思ゝゝゝゝ

じゝゝゝとゝあゝれゝ後ゝゝゝ松ゝれゝゝゝゝゝ
戸部云遠取十首ゝ合ゝ隆ゝ御ゝゝゝゝゝゝ
やゝゝゝん白波乃ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
哥ゝ家稽古あゝゝれゝまゝ入道乃ゝゝゝゝゝ
のゝゝゝ撰ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
て又屏ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
又云秀能後鳥羽院御乃ゝゝゝゝゝゝゝゝ
四ゝゝゝ中物ゝ入道ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ部隆ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

らかに事を
又云新古今は父秀家卿の撰歌懐
舊とよのゆゑ為て秀能ゆゑ入さうり兄秀康
きやくとの面目なるへくは首をとれとの事
とてうち給ひけり
六条内府ら終云ふ事よりかんとれたるよりあ
り後久家相国ハ為めやと云ふと事一句あても
才三句めてもものこゝのまれそわ後鳥羽院勅
よ例通光やとおりせ事あやまりけわ千五百番歌

合時乃ほ百首よりけ撰国ら事終て端作陪大上皇
仙洞といふ事を平およ事ものとてこかを修よ
きとうを後ハ式義ゆ一只式一度也
戸部云大掌舎歌ゆ仁安六年院殿祈時大夫入道
詠ゆく負應後嵯川院ら事中納言堅申
ゆ細仁安元年恒例ら上現但ゆ不涌儒者ゆハ
法大夫ものゆ和歌ゆ遊事ハ挙
申ゆ仁ゆく申面ゆ国ゆ家隆ら家
可為真仁ゆく申ゆく是皆自法大夫也出

学もなかりけ
又云知家に父顕家卿堪能なる事隆撥弱冠
中納言なる比洞院殿も又よわい盛中
納言入道こさもあらぬやうなるとなりへて
殺孔雀量りとして千合なるめも毎度稽衆
こと新勅撰千数の中もら書既者なまく当
門弟まして侍りしく中納言入道逝去後向背
乃世出来る事治百首千帰者風体事
初学くよりあり是不意事也文保大嘗会千隆教

に御ぐく内くに自御所戸詠くん萩井をよめくる
よ歌のうちまくる云河あるを侍るを字多多又のい
むく代ちくぶんちあるをくまとまれまとまるかさいま
て我云の世代いくもむく代牡云く世事日事記よ
称あきて若未詠の歌のとの人所詠者事一者の
世代いくもむくといへ人もうのうん稽事ともは
さまあるくく山るあるをいくくいくくあんとあるると
くむるの迎なとらやくくを聞て侍不審あるて
作云侍るくあるをくく大嘗会千侍いく

乃如笑ひて雖ども如くとはきたりまし
て鳥應大業舎附中納言入道記録如此吹挙
事ども多の所より計筆とけてこれ書き
いとゝもかなしかりける已日樂破平也其後為河郷
為鄙曲而たし来こ河牧陣中横死平
閑伽井宮法物語云
深山月　如此
昔男ありける賢の山井なる所ふ暁ときとめる月を
穀感ち喜るあり流れ瀧弘あとらなくわ
て御物ものとして厚紙と十帖下さる給りと記
いうき伊右法帳よりそをとり人感ぬく
小倉黄禅云隆博なる行あり世を遁るを片世
世もおりへ嫌よはこそ侍りそめ奉山院法河山
撥ふる所を賜まる頁頼は連歌侍りよりあ
法の此所さ記る所を大器ものいまは俗り
いひはもこれりすきりはお宮此こうくもや
うりる所をもとる人とはこあるこ河為氏
さちに記まこのこやうこむとこ伝ものこ
一契感をあり法人参ものよりして隆博

すこしの対面も及がたきよし人〻思ひわ
教意は隆信はあらとぞ仰事仰まそれ
こすきうかなくそたのまし〻と被仰
ぬすき迹とのよしは仰まそ
基任云中院殿つかはしまし給ふ
ゐを賤して連弓仰まし　水冷泉　立相中将歌
といふ民賤してあるのみちらしやうとのこかき
くれとらするとは感歌ゆゑ仰まし柳
とゝ句は都にうらよしきまうれと云句は

所迹ゆるし　仰ゆるしなれともそ仰まし
ろうまし〻と親云　基任こゝ摩ゆひてかゝわ仰き
故家道云民ア〻入道ら〻ア〻ハ神合ゆ人の所
面ゆは連弓発句一二句樂て仰人何ゆ仰
舟仰のつゆの賤仰ゆあて〻舟云すゆ迹舎乃末
ゆ海ゆあ〻ら〻て連弓なく〻いと事あるふ
ろうゆ発句と樂し〻く人まうれをとすへう
すくらゆし
又云民歌ア〻入道ら親ら〻や人云薩摩のせとか

とゞめて人をとゞめてはゝの咲まさりけるに
或人物語云中院禅門と云仏房とよばれける事
亀谷殿にまゐりてえんにゐてこ所にて云のよ
障子をあけてくのへんとせられける時云仏房
障子乃尻をさへて云のよ障子とゞくし題し
て一首あそばしへあけらんとかゝれける
うたとあへを
いへしへ乃いぬきぬかひをしめぬ障子を云あけかやしとみるらむ
とよまれたれはあまてまうひてのかれける

かれあらふにほくきんゝすてやみうらん源義法
眼乃説とてかゝられき
故宗匠云民部入道為教と車乃尻にのせてさ
そはれたる時富小路へ出られたるに為兼のあさ
あしさまになる時に中にも禅門ともかくも
ぬま事もなくてみちよまろしとるる車のあるとて
為世うまあしく車とそかけたくさまか
といふ連歌をせられたるを為教よりすちまをに
むしかれともはやくつけられたるを泉殿にて

車よりおりたちて西くとして はるかえつ望めなかの
ものとなしふかきゆくまのしとそわ
又云 横濱流清幸乃所年間除かる男結髪音
乃まそうは車よめられくわる氏長上人乃とき
御幸れ法僧よまつ来まして ふ法車此部
殺よ樹乃枝を花乃ん ますてられると行わて
とられくるを法師をられくる氏の報恩めすむ ふ
遠寺ひとりまつけるおかせられくを片年間
伽ちつ法乃立よりくおるはてつ花といひられ

ちつ かりてそあくへらけると法師をられそわ
久所ちまへあ所ち乃狂句ちまつ法つきて
乃滅まへ所なる地ち
同院法所古面影よて法遠歌あまそわ女房年間
伽乃狂句伽められて簾中ひくわ氏乃入道女房
乃ゆ次まて簾乃きつる祖僧せられくる草おかる
まて流乃ひくきよ海まれあひくきわれそわ
乃おそふ法遠寺もまつけるふ為教乃狂句
里業をおまて陸乃おりに弘所ふ海ちて伽くれ

然れども、次郎よりそのもの迎へ取りて伯
けるより、年月経日記して伯
六条院府に参じ、亀山院時三代集撰ばれ賜ふ
て、連歌のあるべしとて、家道より伯を
ら参らるを、御前資平つとめ、祖父
書写伯、藤原為兼卿くあまい常純
して、こと、家道為世卿の系勿論
とり、悪なめ、しかるに常純、
伯、御勅定より急ぎとて、仮名
下げ、御所に参じて、倫般賢に尚純、子細
定家に負應なく伯て、猶孫に為侍、系統年
和奥書本也、為兼、
ゆ、俗中、
小倉宮文永亀山院立首平合近江歌壇
き大歌枕、大吉あまるこ、系、こ、所山、
源、ゆ、めへき、秋乃嵐の山、
きま、、、、、、、、、、、、、、
吟般感、亀山階、府中、

揖して案に天徳の例に天徳依有右兵衛督殺付
勝字の年世を守る事に侍従字中宮の人々に問ひ給ふ事
中納言典侍
言説ども云わく、かのとき山のてらひもきれぬ
みねさまの月のかげやうむと一度のたんゆきは
うるんの芳躅も殺生の権を上の繁よりもの人
きと流て世さ言人合よ級如く方義殺傍若せ人
なりとし
又云遠方の年二月よりうへ人ばらの一有
はたらきとまとまるみきやや後嵯峨院は

時は連弁あやしきと云ものもあるべきの乃
ひとりもなれてとうの位製作さてのち雅
かりて連弁はるもとして雅の間雅句とて
及遠乱世の遠法ゆ有勅宣一小民訪八道
それもて為極民の事ゆ世ゆ有ける民の伝
案を敬事ハひへきそとゆ上ものを人
鼎芳ひかるも芳ひかるとゆ芳ひけるとゆ芳のま
ぬ稱まて寄ゆ村山とゆ村ゆ
里徽感頻なり海外感歎しき芳八年宣

源三位頼政
平中納言惟盛は 元園寺院殿仰云 法道をさうく云
てかりそめのつきもをろかにいとゝもてなす
世をすてゝ出家の道とおもひ入給ふ事
頼政卿は道にをいて方々源氏信こゝ又云 伏見院後
伏見院より をうく 為 内 向後勅撰あり 永福
門院と 為 同前 前関白 云 合 云 無条後 聖
院殿 為 ものよりは 拾遺あり 事 也 伏見院法
製と 法 聖 念院殿 法 方 と 伏見 神 名別 也

ゐるやうに 仰 をうけ 事 寛 よいつゝめまい
心意乃通 事 おりゝ ろさる 也 或 人 云 時代
不同 并 合 よう 歌 ゝ 被 合 元良親王 ゝ 附 元良親
王 と いふ 方 よ これ 歌 ゝ けるゝ は めて 也
ゝ ると 利 は 常 ゝ わ 家隆 ゝ 小町 よ は ま と
よう 歌 わ 不 為 も ゝ ゝ 也 但 後 ゝ 羽院
常 仏 ゝ 元良親王 は 侍 方 ゝ 也 と 仰 ゝ 事 ま ゝ
仰 ゝ は ま 為 ゝ 平 先 打 ほ ゝ め ゝ れ ゝ わ を
ゐ ゝ ゝ 仰 奇 合 ゝ と は ゝ ふ 入 秀 逸 三 首 ゝ ゝ

拾へとて長徳寛弘比よりこの月日をあつめて
まことそ侍りけるまゝにはすつる歌合に家々の記など
乃秀歌三首もなとらずつくらむ後代亀鑑也
故藤原定家卿これ乃一序よみまんとて法輪寺にま
いりてよまうしなき葉よの心のく法輪へまいりて
よむへし百首乃すゑに書おきたる奇なる事也
なるなり
戸部殿云建保五年四月十四日院庚申五首
時法教書に此秀逸もんでもなく献詠に京極黄門

ひとつも此秀逸をさへ献じけるの襟で清め侍
と清書をそへ定家卿代書し也ゆゑに内二千此時流思
秀逸ほとに此歌をとらせあまたよまそむくる事乃外
ぞのなもまゐ秋のくさおもしろき趣あまたん
みつらはれまおまつることかは時の千也二ちは定家隆乃
すかしより新院法家を京極へまとて庚申とも
てあけくひとくなきわる風情つきさく古反故を
見んゆ中にけ一巻をとりんおつしては思ひに點をとりあへ
とて人乃まつひとる袖まてそはつらんむけしまら

かゝあさけ国をろうゑる見とけのこゝろゝ
事もゆゝあぬかゝかのゝゝすんほうゐてま
いゝ恋ひよゝの歌とけゝ返事は庚申いゝ
ゝひへきしてゐるゝくゝひかひいゝく水かゝくあ
ゝなるてゆよけうゝ孫ては庚申さ海さ寸んは
ようなるゝとおりひてゝんゝそこの西千ゐん
対待なるまゝさ海くゝてはゐる禁裏のは
るハやあ愛さの道有る詩乃はゆけゝゝわゝのこ
おゝひまあゝきてゝんゝ海西義なゝ法事

まてゆるるいまけゝゝ下ゝゝこゝ山ゝ秋ゐん
ゝ法沢ゝなゝゝのいゝひるくゝいなくゝゝ
くゝかゝれゝる侍さ
戸部云る尾文学上人哥ゐ首御て京極殿門弟
ゝ拾玉集ゝゝ法華経の心海和千ゐゝ
ゆ記録経書載都賀尾明恵上人ハ道数寺奥
ゝ絶ゝ彩勅撰ゝ幸あゝゝ経入又日遺心集と
いゝ集ゝ書て寺ゝあつめゝれゝゝ文学ゝ人数寺
ゝ和漢ゐ源上人語ゝ文学ゝ上人ハゐりゝをゆく

まれなりこれ有ける遁世乃者とかやらん一すちに
仏乃法乃門乃外乃事一数寄とたてまつらんこう
しこうしてぬさあるべく系あるべく法師あるべ
いつくしめてもかんのひとりこれをすきまうか
きまうけはのちのあるべきこのみてあるべくもて
あり世天下乃名人乃ありさまのあるべきにて
侍事となりのさくらふ或時ゆもに法花会とり
ありまいりて花の陰なとすうゆんあるべきさうろ
才子とも見うまんべくに上人よりをしとりひて

法花会もとりて城八幡わけるふ庭よりはりいん
とゝ云人おもと上人さそとゝとれるわゝ見しとも
とのものすてい法華法師乃ためよしあてい今ゝ日
くれい一来此法師乃家よりいんとくゝまていとゝひ
ゝきとゝ上人うちまてゝくゝとゝ引てかりひはら
事叶ゝ事乃御祈まくあるわ陸奥とあけてまちあ
ゝうの志はゝ海りてあまこへ入法へとくゝ入家封
てとゝ法華乃文て乃名乃まゝ入家とあり御尋
恢入りのなて福ん法よ抑ゝうゝて非何ゝ

饗應して歌舞又所望とすゝめて饗応の事ハ
遠国と奉つるよりあめる事ハ世界ひく
上人ハ古ハ也あり人あひくらふ所ハ
ゝんなと世あるものゝ一にはよん用ハ
紙ハ作る事ハ素絹ハたたひくひとりそれ
あらのゝうひかゝハ姉ともやあまい文学より
うたまんをる拍のはくやう文学とてそうん
てんを抜者かきくらけかあとゝ
或人云千載集の法師ハ東国けうの物撰

とゝ文てよ法ゝけん道のそ文蓮ゝあひ
る新撰乃事ハ歌ふとや拍落して
も多く入ると云々略名川澤の秋ハ夕言と
云事入ると云ゝ
々抜ハ文てハ乃ん
東国へ下りとゝ
或聖西国よりの
寛して伝ハけ寛よ法社乃事人ハ僧侶男女
貴賤まいるとあ

しける人とありけれバ神なるよしいへくおもひて
思ひ我ゆゑ一人へあるとは叡感ありくいへ〳〵よまれて
道げまうれれ御拝まで心れき身也あまれ
名ちられぬ略る河波乃秋の中つくれともなお
と称されぬ他と人ほろまし終へるまられん
住吉神主國冬といふ人みなをほく黄枯法眷属
となりまふ和泉守道経と鬼形まで紙筆をもちく
とのみきの行ぬいろ角兆さん乃よみ〳〵あもまくま
座して人まかんくるさるとも傍ることと云

國助神主は熊谷沙羅寺のもとにある社を作らて
神とあがむとまで神と号して業は道の堪能也
我ちる乃乃歌りましけるて神としもつの神徳と思
うましさとよめ歌とまふさそ思ひんとおもひ極
公宴をゆるされ新後撰の時新古今此秀能の後
として十七首入られ一拙き古も名誉を並ひ双なき事
とさうれれまた家隆乃詠み六万首あまりけるをまと
うらやましく色近の後ろをおもひくらへたりければ次
よ千首をよみ奉りとまりたまひけるまり乃方優

毎月[illegible]沒[illegible]
事[illegible]酬[illegible]
道[illegible]氏も毎月乃百貫[illegible]
[illegible]ふ勅撰[illegible]
中[illegible]
故宗匠云初心[illegible]
[illegible]

此六巻文明十八年五月十七日常浦院以御自書[illegible]
[illegible]
八月正本被返下畏[illegible]
書同伊勢守貞宗[illegible]
延徳元年四月二日　法[illegible]判
[illegible]九季[illegible]
禁裏[illegible]
[illegible]書籍[illegible]

師病之困乏般ニ往テ之[illegible]本之資粮

而[illegible]龍[illegible]證[illegible]別[illegible]

秘方ノ消因一味而包此六帖[illegible]

一帖為絶筆之間[illegible]

右此本ハ守[illegible]大納言殿 當[illegible] 內[illegible]筆[illegible]

模合平[illegible]

云為臺而可清書者也

享禄三年季[illegible]月十二日[illegible]

於日光[illegible]

[illegible]

寛文元年下秋吉旦

三條通菱屋町林甚右衛門

類物[illegible]